

和歌山県農林水産関係試験研究機関における公的研究費の不正防止に関する  
基本方針

平成31年3月26日 制定

和歌山県農林水産関係試験研究機関（以下「試験場等」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定（平成26年2月18日改正））及び（平成19年10月1日制定（平成26年12月18日改正）農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）」を踏まえ、試験場等における公的研究費の不正使用を防止し、適切に管理するため、基本方針を次のとおり定める。

（責任体制の明確化）

- 1 不正防止対策に関する責任体制を明確化し、内外に周知、公表する。

（適正な運営と管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理手続に関するルールや職務権限を明確化するとともに、研究費の管理と運営に関わる構成員の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境と体制の構築を図る。

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施する。

（研究費の適正な運営・管理）

- 4 研究費の使用に際しては、県の手続きにより実施することで、適正な運営と管理を行う。

（情報発信と共有化の推進）

- 5 研究費の使用に関するルール等の相談・告発窓口を設置し、不正への取組方針等を外部へ公表する。

（モニタリング）

- 6 研究費の不正使用が起きる可能性を最小にするため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。